いのちを守るために！

今すぐ対策 家具の転倒防止を



大地震発生時における家具転倒による事故防止を図り、安心して生活できる環境を整備することを目的に『美浜町家具転倒防止器具設置事業』を実施します。

対象者

町内に住民登録があり、①～③のいずれかに該当する世帯とします。

① ６０歳以上の者のみで構成されている世帯（６０歳以上単身世帯も含む）

② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けており、その交付を受けている者のみで構成されている世帯

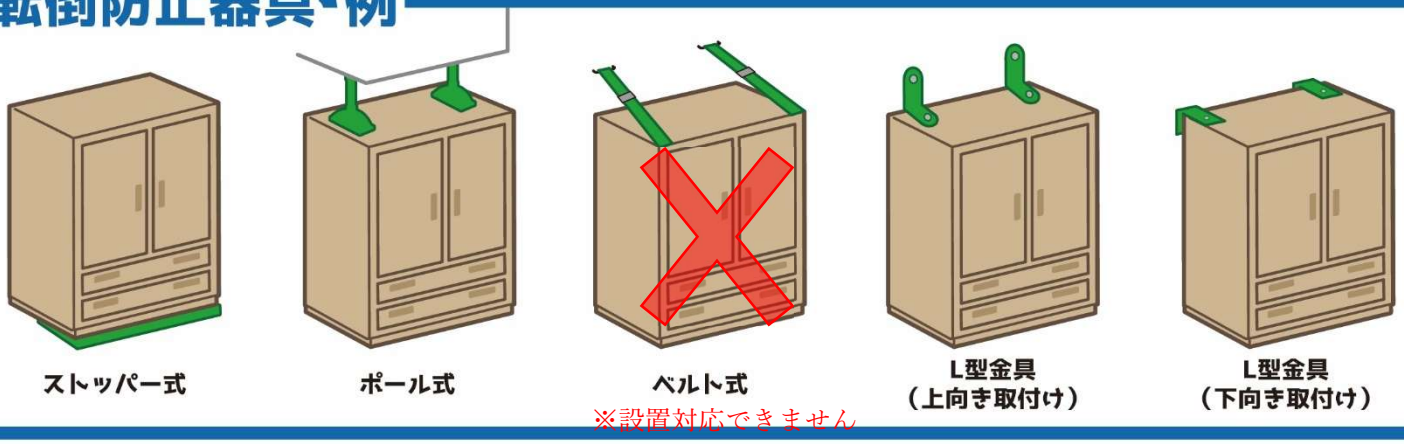
③ ①及び②に該当する者のみで構成されている世帯

- 全ての申込者の方々に、家具転倒防止器具事業決定通知書等により、可否の通知をいたします。
- 住居の構造などにより、転倒防止器具の設置ができない可能性もございますので、その場合は、ご了承願います。
- 原則、転倒防止器具の設置にかかる費用の負担はございません。
- 設置器具は設置訪問させていただいたときにご相談の上決定いたします。また設置器具の数は３個以内で、２種類以上の器具は設置いたしません。

申込締切
令和９年１月２９日（金）まで

※ **過去に設置させていただいた世帯は、対象外とさせていただきます。**

転倒防止器具・例



提出方法

郵送の場合

〒644-0044　美浜町和田 1138-278　美浜町役場　防災まちづくりみらい課まで

持参の場合

美浜町役場　２階　防災まちづくりみらい課へご持参ください。